

農業制度資金のご案内



目次

○ 利用できる資金の一覧	P1	・ 農林漁業施設資金	P7
○ ご利用いただける方の一覧	P3	・ 農林漁業セーフティネット資金	
○ 各資金のご案内	P4	・ 農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）	
・ 農業近代化資金	P4	○ 災害時に利用できる資金	P8
・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）	P5	○ その他資金のご紹介	P9
・ 経営体育成強化資金		○ 借入の手続き	P9
・ 青年等就農資金	P6	○ 債務保証制度	P10
・ 農業改良資金		○ 借入の注意点	P10
		○ 農業保険制度	P10

令和8年4月静岡県

あなたの事業には、この資金がご利用できます

実施したい事業 		資金使途（代表的なもの）										
		土地			施設・設備			導入・育成	環境	担い手	経営	
		農地を 買いたい	農地を 借りたい	農地の 改良や 造成を したい	ハウスの 取得し たい	加工販 売施設 や観光 農園施 設を つくり たい	ハウス 等の農 業用施 設や農 機具を リース したい	果樹や 花木の 植栽や 育成を したい	牛や豚 の購入 や育成 をしたい	給排水 施設の 設置や 改良を したい	農業に 関する 研修を 受けた い	創立、 開業資 金を借 りたい
資金名	対象者											
農業近代化資金 P4	認定農業者		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	主業農業者等		○	○	○	○	○	○	○	○		
日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金） P5	認定農業者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	経営体育成強化資金 P5	主業農業者等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	青年等就農資金 P6	認定新規就農者		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	農業改良資金 P6	個別法に基づく農業改良金融通法の特例適用者		○	○	○	○	○	○	○	○	
	農林漁業施設資金（スーパーW資金） P7	アグリビジネス法人					○					
	農林漁業セーフティネット資金 P7	主業農業者等										
農業経営改善促進資金（スーパーS資金） P7	認定農業者		○					○	○	○	○	
農林水産業災害対策資金 P8	被災農林漁業者											
豚熱緊急対策資金 鳥インフルエンザ緊急対策資金 P8	被災養豚業者 被災養鶏業者											
家畜疾病経営維持資金 P8	被災畜産農家											

※1 金利：令和8年1月20日現在【詳細は静岡県農業ビジネス課 HP（二次元コード）又は日本政策金融公庫HPをご覧ください。】

※2 認定農業者の方は、農業水産長期金融協会から追加の利子助成が行われ、より低利で資金の借入ができます。

※3 地域計画に位置づけられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む認定農業者に対する貸付けについて、貸付当初5年間の実質無利子化措置の対象となる場合があります。

利用できる資金の一覧表

資金使途（代表的なもの）						貸付条件				
経営	災害		補助残	金利（％）	償還（据置）期間	融資率	限度額	取扱金融機関		
運転資金を借りたい	経営の再建・営農負債の借換えを したい	農地・施設の復旧をしたい	運転資金を借りたい	生活資金を借りたい	補助事業の自己負担分を借りたい	※1 	（年以内） （％）			
○		○			○	無利子～2.5 ※2、3	15(7)	100	個人：1,800万円 (特認2億円) 法人：2億円	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会・静岡銀行 清水銀行・静岡中央銀行 沼津信用金庫・富士宮信用金庫・富士信用金庫・浜松磐田信用金庫等
					○	2.50	15(7)	80 (特認90)		
○	○	○			○	無利子～ 2.50 ※3	25(10)	100	個人：3億円(特認6億円) 法人：10億円(特認30億円)	日本政策金融公庫 県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会
○	○				○	2.50	25(3)	80	個人：1.5億円 法人：5億円	静岡銀行・スルガ銀行 清水銀行・三島信用金庫
○						無利子	17(5)	100	3,700万円 (特認1億円)	富士宮信用金庫 浜松磐田信用金庫
○						無利子	12(5)	100	個人：5,000万円 法人：1.5億円	しずおか焼津信用金庫 遠州信用金庫・富士信用金庫 農林中央金庫等
○						2.50	25(5)	80	負担額の80%	※資金によって取扱融資機関が異なる場合があります。詳しくは、日本政策金融公庫静岡支店農林水産事業までお問い合わせください。
○			○			1.55～2.25	15(3)	100	600万円 ※4	
○						1.90	1	100	個人：500万円 法人：2,000万円	県内各 JA
			○	○		2.50	5(1)	100	運転個人：1,000万円 運転法人：2,000万円 生活個人：300万円	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会
			○			無利子	1	100	国手当金等の受領見込み額	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会等
			○			無利子～ 1.875 ※6	7(3)	100	個人：2,000万円 法人：8,000万円 ※5	県内各 JA・静岡県信用農業協同組合連合会等

※4 災害や法令に基づく行政処分により経済的損失を受けた農林漁業経営者は借入限度額が異なります。→P8

※5 経営再開資金の場合。経営継続資金及び経営維持資金及びクイック融資メニューの場合はP8に記載。

※6 経営再開資金、経営継続資金の場合。経営維持資金については、融資機関へお問い合わせください。

●その他、中山間地域活性化資金、スマート農業技術活用促進資金についても紹介しています。→P9

ご利用いただける方の一覧

名 称		条 件
認定農業者		・農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町長等の認定を受けた者
主業農業者	農業者 (個人) ※	・農業所得が総所得の過半を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上等の者
	農業者 (法人)	・農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること、又は農業粗収益が 1,000 万円以上等の者
認定新規就農者		・農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町長の認定を受けた者
農業参入法人		・5年以内に認定農業者となる計画を有する営農法人で経営開始後決算を2期終えていないこと ・経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること
集落営農組織		・目的、構成員の資格等を定めた定款又は規約を有していること ・一元的に経理を行っていること ・原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ・農用地の利用の集積の目標を定めていること ・主たる従事者が目標農業所得額を定めていること ・経営改善資金計画について推進会議の認定を受けていること
任意団体		・法人格を持たない団体であること ・営農者が過半を占めること ・定款又は規約を有すること
みどり認定を受けた農業者		・みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等
エコファーマー		・旧持続農業法の認定を受けた農業者等（経過措置により、なおその効力を有するものに限る。）
六次産業化法認定者		・六次産業化法総合化事業計画の認定を受けていること ・簿記記帳を行っている又は簿記記帳に移行することが確実であること
アグリビジネス法人		・認定農業者が加工、販売の事業を法人化、分社化したもの
上記以外の者		・各資金の要綱等に規定されていること

※ 家族経営協定を結んでいる共同経営者に準ずる従事者も含む。

認定新規就農者とは？

- ・青年等就農計画を作成して、市町長の認定を受けた者のこと。
（農業経営基盤強化促進法に規定する「認定就農者」と同じ者を指す）
- ・青年等就農計画には、経営開始から5年後までの経営目標や施設整備に関する資金計画及び事業計画等を記載します。
- ・認定新規就農者になるには、農業経営の知識及び技能を有していること、又は農業経営を開始してから5年以内であることが条件となります。

農業近代化資金

施設や農機具の取得、家畜購入、果樹植栽、小規模な土地改良、6次産業化への取組などを行うときに借りることができる一般的な資金

【借入対象者】 認定農業者、その他担い手、農業参入法人

【主な使い道】 農業用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の建設、購入、改良、復旧 ※1

農業用機械(トラクター、コンバインなど)の購入

果樹、茶の植栽又は育成

家畜の購入又は育成

小規模(事業費1,800万円まで)な農地の改良、造成、復旧 ※1

長期運転資金 ※2

※1 復旧に関わる費用は認定農業者のみが対象。被災施設を経営

改善のために建て替える場合などは、その他担い手も対象となる

※2 肥料代・賃借料のような見積書があるもので経営改善に必要なものを一括して支払う場合に対象となる

【借入限度額】

対象者	最高限度額	最低限度額
個人	1,800万円(特認2億円)	20万円
法人	2億円	40万円

【認定農業者特例】

金利

地域計画に位置づけられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む認定農業者に対する貸付けについて、貸付当初5年間の実質無利子化措置の対象となります。

※特例対象は、借入額の限度額があります。

融資率

事業費の100%以内で借入可能(通常は80%)

認定農業者とは？

- 現在の経営内容と、5年後の目標とする内容、目標達成の方法について「農業経営改善計画」を策定して、市町長等の認定を受けた者をいいます。
- 農業のプロフェッショナルとして頑張る者を「認定農業者」として、市町や県、融資機関が協力して支援しています。



農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金

償還期間が長い、借入金額が大きい、農地を取得するなどの場合に利用できる長期資金

【借入対象者】 農業経営基盤強化資金：認定農業者
経営体育成強化資金：主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

【主な使い道】 農地等の購入
農地等の改良、造成
農業経営用施設(農作業場、ハウス、加工施設など)の改良、造成、取得
農業経営用機械(トラクター、コンバインなど)の取得
農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得
果樹、茶の植栽又は育成
家畜の購入又は育成
長期運転資金
負債の整理

【借入限度額】

資金名	対象者	限度額	
		個人	法人
農業経営基盤強化資金	認定農業者	3億円 (特認6億円)	10億円 (特認30億円)
経営体育成強化資金	主業農業者等	1億5千万円	5億円

金利負担軽減措置とは？

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）・農業近代化資金を借り入れる認定農業者で一定の条件を満たす方は、農林水産長期金融協会の利子助成により貸付当初5年間実質無利子で資金を借りることができます。(融資枠あり)

【対象者】 地域計画に位置付けられるなどにより経営改善に意欲的に取り組む
認定農業者

【無利子化の期間】 貸付当初5年間



青年等就農資金

農業経営を開始する際に必要な資金を融資する無利子の資金
※市町長が認定する認定新規就農者になる必要があります

【借入対象者】 認定新規就農者

【主な使い道】 経営を開始して5年以内に必要となる機械、施設等の購入に必要な資金
・施設、機械購入費 ・家畜購入費 ・各種修繕費
・種苗費 ・農薬費 ・農機具等の賃借権の取得費
・創立費、開業費等に係る費用 等

【借入限度額】 3,700万円（特認1億円）

〔特認要件〕

次の全てを満たす場合は、貸付限度額が1億円となります。

- (1) 青年等就農計画における農業所得の目標が当該経営体の所在する地域の認定新規就農者の平均以上となること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が農業経営士等その他これに類するものから提出されていること。
 - ① 知事の認定を受けた農業経営士等又は認定農業者が主宰する農業に年間150日以上従事した年（以下「技術等習得年」という。）が2年以上ある者。
 - ② 技術習得年が1年以上あり、かつ、農林環境専門職大学等の農業経営者育成教育機関における研修と通算して2年以上ある者。

【借入金利】 無利子

【その他】 青年等就農資金の貸付けは、実質無担保・無保証人による貸付けが可能
但し別途保証料負担が必要となる場合があります
認定農業者は対象とならない

農業改良資金

新作物や新技術の導入、農畜産物の加工の開始など、チャレンジ性のある取組（農業改良措置）を実施するのに必要な場合に利用できる無利子資金

【借入対象者】 ①農林漁業バイオ燃料法、②米穀新用途利用促進法、
③六次産業化・みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等

【主な使い道】 農業改良措置に関する計画（※）の実施に必要な資金で、以下のいずれかの取り組みに関するもの
・新たな農業部門の経営の開始（従来扱っていない作目、品種への進出）
・新たな加工事業の経営の開始
・農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入
・農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入
※県から認定を受けた経営改善資金計画書のこと

【借入限度額】 個人5,000万円 法人・団体1億5,000万円

【借入金利】 無利子

農林漁業施設資金（スーパーW資金）

認定農業者が設立した法人が取り組む加工・販売等の事業に利用できる資金

- 【貸付対象者】 認定農業者が設立した法人（アグリビジネス法人）
- 【主な使い道】 加工場、レストラン、冷蔵庫、直売所など
農産物の加工、保管、販売に関する事業
農家民宿や体験型観光農園など
- 【貸付限度額】 負担額の80%

農林漁業セーフティネット資金

災害や、社会的又は経済的環境の変化等の影響を受ける農林漁業者の資金繰りに支障が生じないよう、経営維持・再建のために利用できる資金

- 【借入対象者】 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者 等
- 【主な使い道】 ・災害(台風、冷害、地震等の自然災害)により被害を受けた農林水産漁業者の**再建**
(災害の場合は市町長が発行する被災証明が必要)
・社会的又は経済的環境の変化等（農林水産物の不作等）
により経営状況等が悪化している場合に経営の維持安定に必要な資金
・豚熱や鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜の殺処分や畜産物の移動制限を受けた行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金
- 【借入限度額】 一般：600万円
特認：年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6のいずれか低い額
(簿記帳を行っており、特に貸付限度額の引上げが必要と認められる場合)

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

種苗、肥料、飼料、家畜の購入などに利用できる短期運転資金

- 【借入対象者】 認定農業者
- 【主な使い道】 種苗、肥料、飼料、家畜、消耗品の購入
施設や機械の修繕費、賃借料
営農用施設、機械のリース、レンタル料
雇用労賃
生産技術、経営管理技術の修得費
市場開拓費、販売促進費
- 【限度額】 個人 500万、法人 2,000万
畜産及び施設園芸は、個人 2,000万円、法人 8,000万円
- 【利用できる期間】 農業経営改善計画の期間中
- 【借入の方式】 極度借入方式又は証書貸付

災害時に利用できる主な資金

○自然災害により被害を受けた農林漁業者や、社会的・経済的環境変化等（農林水産物の不作等）により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者が利用できる資金

融資機関	資金名	主な使い道	対象者	償還(据置)期間	限度額
JA	農林水産業 災害対策資金※	①経営安定のための 運転資金 ②生活維持に必要な資金	被災農林 水産漁業者	5(1)年	①個人 1,000 万円 法人 2,000 万円 ②個人 300 万円
JA等	農業近代化資金	施設・設備等の復旧 に必要な資金	認定農業者	15(7)年	・個人 1,800 万円 ・法人 2 億円
日本政策 金融公庫	農林漁業 セーフティネット資金	災害等を受けた経営 の再建に必要な資金	主業農林漁業者	15(3)年	・一般：600 万円 ・簿記記帳農家： 年間経営費の 6/12 又は粗収益の 6/12 のいずれか低い額
	農林漁業施設資金 (災害復旧)※	災害を原因とする農 業施設等の被害の復 旧に必要な資金	農林業業を 営む者	15(3)年	負担額の 80%又は 1 施設あたり 300 万円のい ずれか低い額
	農業基盤整備資金 (基盤の復旧)	農地・牧野又はその 保全・利用上必要な 施設の復旧	農業者等	25(10)年	貸付けを受ける者が当該年 度に負担する額

※自然災害は被災証明が必要

○豚熱・鳥インフルエンザ等により被害を受けた者が利用できる資金

融資機関	資金名	主な使い道	対象者	償還(据置)期間	限度額
JA等	豚熱緊急対策資金 鳥インフルエンザ緊急対策資金	国手当金等を受領す るまでのつなぎ資金	被災養豚業者 被災養鶏業者	1 年	国の交付金の受領見込 み額
JA等	家畜疾病経営維持資金 (通常メニュー)	① 経営再開資金 ② 経営継続資金 ③ 経営維持資金	被災畜産 農家	7(3)年	①個人 2,000 万円 法人 8,000 万円 ②③ 乳用牛 13 万円/頭 肥育用牛 13 万円/頭 繁殖用雌牛 65 千円/頭 肥育豚 13 千円/頭 繁殖豚 26 千円/頭 家きん 52 千円/100 羽
JA等	家畜疾病経営維持資金 (クイック融資メニュー)	国手当金等を受領す るまでのつなぎ資金	被災畜産 農家 ※ 1	2 年以内 (一括償還)	国の交付金の受領見込 み額 (上限 3 億円) ※ 2 家畜 1 頭当たりの単価 肉用牛 552,532 円 乳用牛 296,822 円 繁殖豚 (雌) 71,936 円 肥育豚 16,030 円 採卵鶏 839 円 肉用鶏 374 円

※ 1 高病原性鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫等の特定家畜伝染病の発生農家が対象

※ 2 過去の手当金等交付時の評価実績額に 0.8 を乗じて得た畜種ごとの 1 頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算します。

中山間地域活性化資金

中山間地域の活性化を図るために必要な事業に利用できる資金

【借入対象者】 農林漁業者、製造・加工販売業者 等

【主な使い道】

- ・ 中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造、加工又はその加工品の集荷、販売、提供にかかわるもの
- ・ 中山間地域の農林資源を活用した保護機能増進施設の設置（観光農園、直売施設等）
- ・ 中山間地域の生産環境施設の設置（管理・休養施設、給排水施設等）

【限度額】 負担額の80%

スマート農業技術活用促進資金

スマート農業技術の活用に取り組むための施設整備等に必要な資金

【借入対象者】 農業者、スマート農業技術活用サービス事業者 等

【主な使い道】 生産方式革新実施計画（※）に従って行う生産方式革新事業活動に必要な資金で、次に掲げるもの

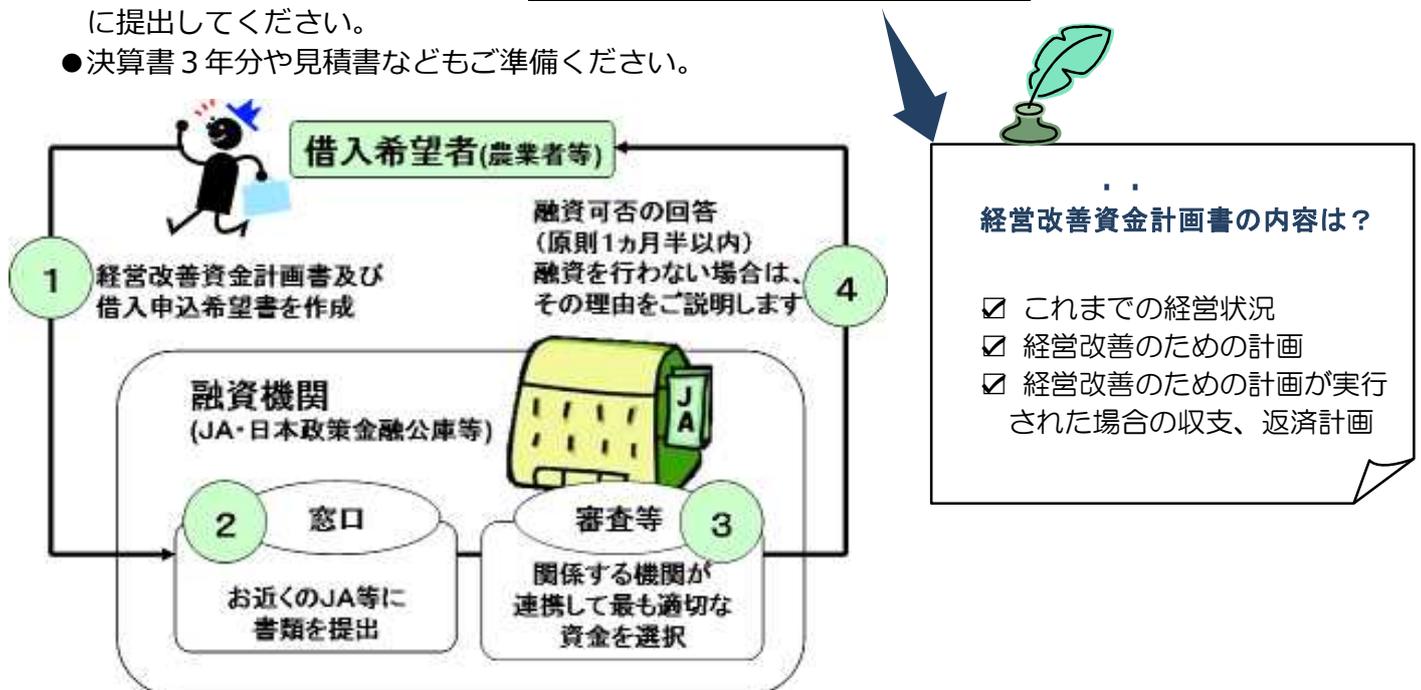
- ・ 農地等の改良、造成等（農地の取得は対象外）
- ・ 施設の改良、造成、取得等
- ・ 果樹又は家畜等の生物の取得及び販売促進費その他費用の支出

※国に計画書を提出し、認定される必要があります。

【限度額】 負担額の80%以内

借入の手続き

- 農業近代化資金、青年等就農資金、農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金は共通の手続きで借入れることができます。
- これら資金を希望する農業者は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書を作成し、融資機関の窓口へ提出してください。
- 決算書3年分や見積書などもご準備ください。



債務保証制度

静岡県農業信用基金協会

- 農業者等が融資機関から融資を受けるとき、静岡県農業信用基金協会に所定の保証料を支払うことにより、無担保・保証人不要で融資を受けることができます。
- 無担保・保証人不要での融資は基金協会の審査があります。
- 詳細は、融資機関にご相談ください。
- 不慮の事故や災害などで借入金が返済できなくなった場合に、基金協会が融資機関に一時立替払いをします。

資金名	保証限度額 ※1
農業近代化資金	個人 3,000 万円（認定農業者は 3,600 万円） 法人 6,000 万円（認定農業者は 7,200 万円）
農業経営改善促進資金(スーパーS 資金)	個人 500 万円 法人 2,000 万円

※1 原則として無担保・保証人不要で借入れのできる最高金額。借入予定額、他の負債の状況によって違いあり。農業近代化資金の個人は、特認を受けた場合の保証限度額となる。

資金の借入の際は次の点にご注意ください

○ 早めの相談

・農業制度資金は、審査、借入手続きに時間を要します。早めに農林事務所や融資機関にご相談ください。

○ 同一の融資対象事業に2つ以上の制度資金を併用することはできません

○ 事前着工はできません

・貸付決定又は利子補給承認以前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは、原則として貸付対象になりません。

○ 目的外使用はできません

・農業制度資金を当初に計画した機械、施設等の支払以外の用途に使用することはできません。

○ 法的手続き

・関係法令の制限があるものは、事前に必要な手続きを完了してください。
<主な関係法令>農地法、農地中間管理事業の推進に関する法律、建築基準法



○ 償還期間の設定

・農業制度資金の償還（据置）期間は、実際の貸付対象施設等の耐用年数や貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して個別に設定されます。

○ 経理状況を明確に

・事業の経理状況を明確にするために、資金の受入及び支払いを借入者名義の同じ口座で行ってください。
・支払先からの請求書、領収書等を資金の償還完了まで保管してください。

リスクへの備えはできていますか？

「収入保険」と「農業共済」からなる「農業保険」は、国の公的保険制度で、保険料や掛金については、国からの補助があります。農業経営に合った農業保険を選んで、リスクに備えましょう。

青色申告を行っている方は

収入保険

をご検討ください

- ・原則としてすべての農作物が対象です。
- ・自然災害のほか、市場価格の低下、ケガや病気などによる収入減少が対象です。
- ・青色申告を1年以上行っている農業経営者（個人および法人）が加入できます。



農業用ハウスをお持ちの方は

園芸施設共済

をご検討ください

このほか、水稻共済・家畜共済・果樹共済・茶共済など、作物ごとに加入できる農業共済があります。

農業保険に関するご相談はNOSAI 静岡(054-251-3511)までお気軽にどうぞ。

NOSAI 静岡 〒420-0839 静岡市葵区鷹匠 2 丁目 15-13
<https://www.nosai-shizuoka.or.jp/>

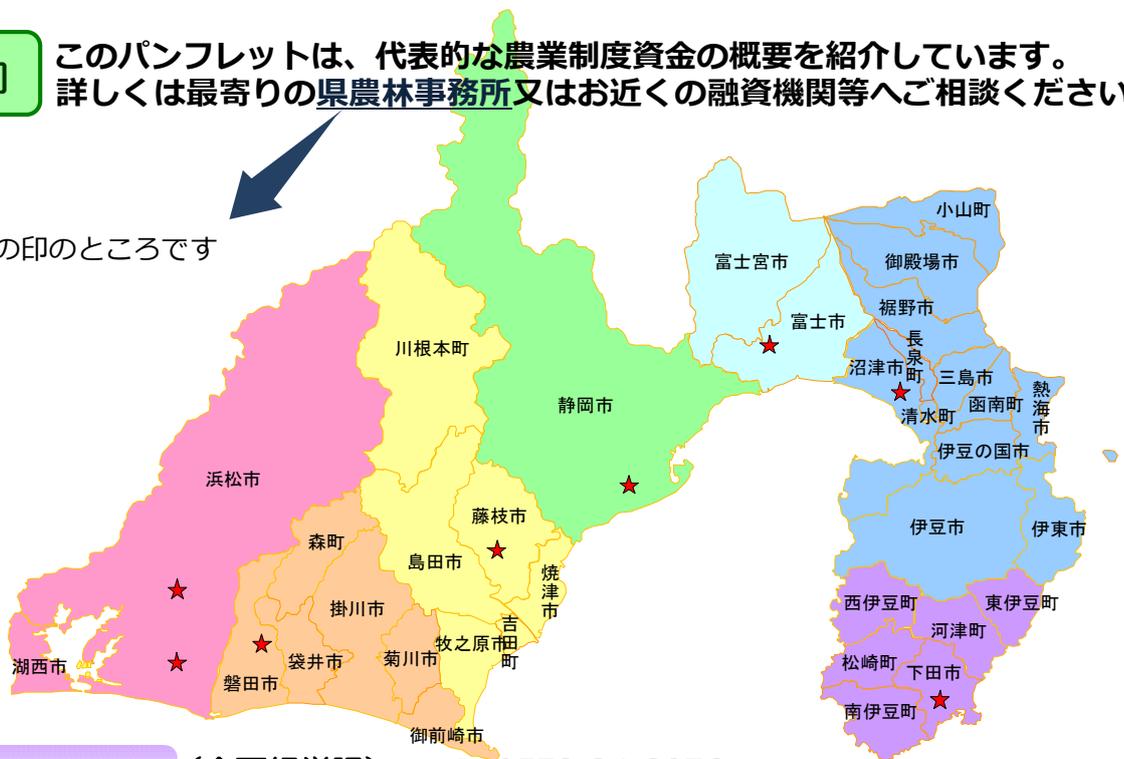


NOSAI 静岡
Webサイト

相談窓口

このパンフレットは、代表的な農業制度資金の概要を紹介しています。
詳しくは最寄りの県農林事務所又はお近くの融資機関等へご相談ください。

★の印のところです



賀茂農林事務所

(企画経営課) ☎ 0558-24-2076
下田市中 531-1 下田総合庁舎 6階

東部農林事務所

(企画経営課) ☎ 055-920-2157
沼津市高島本町 1-3 東部総合庁舎 7階

富士農林事務所

(企画経営課) ☎ 0545-65-2195
富士市本市場 441-1 富士総合庁舎 4階

中部農林事務所

(企画経営課) ☎ 054-286-9260
静岡市駿河区有明町 2-20 静岡総合庁舎 5階

志太榛原農林事務所

(企画経営課) ☎ 054-644-9212
藤枝市瀬戸新屋 362-1 藤枝総合庁舎 4階

中遠農林事務所

(企画経営課) ☎ 0538-37-2272
磐田市見付 3599-4 中遠総合庁舎 3階

西部農林事務所

(企画経営課) ☎ 053-458-7208
浜松市中央区中央 1丁目 12-1 浜松総合庁舎 5階

西部農林事務所

天竜農林局

(地域振興課) ☎ 053-926-2139
浜松市天竜区二俣町鹿島 559 北遠総合庁舎 3階

公益社団法人

静岡県農業振興公社

☎ 054-250-8988
静岡市葵区茶町 2-8-1 銀行会館内

(株)日本政策金融公庫

静岡支店

(農林水産事業) ☎ 054-205-6070
静岡市葵区黒金町 59-6 大同生命ビル 6階



幸福度日本一の静岡県

農業制度資金のご案内 令和8年4月発行
作成 静岡県経済産業部農業局農業ビジネス課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
TEL 054-221-2629 FAX 054-221-3688
Mail nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp

